

葛飾区子ども・若者支援活動費助成金に関する取扱い要領

31 葛子応 第 7 号

平成 31 年 4 月 12 日

子育て支援部長決裁

一部改正 令和 2 年 8 月 11 日

一部改正 令和 3 年 7 月 27 日

一部改正 令和 4 年 5 月 20 日

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 条 葛飾区子ども・若者支援活動費助成金交付要綱（平成 31 年 4 月 11 日付け 31 葛子
応第 4 号。以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項の要領で定めるものとは次に掲げる費用
とする。

(1) 報償費

① 申請団体の構成員以外の方による体験活動事業に係る自然・文化的スポーツ体験等の
講師謝礼

（講師 1 人 1 時間当たり 15,000 円以内）

② ボランティア等に支払われる謝礼

（1 人 1 日の活動につき 1,500 円以内）

(2) 需用費

① 食材費（子ども食堂を実施する場合に限る。）、教材代、文具代その他の消耗品費

② 事業 P R のためのポスター、チラシ、リーフレット、冊子、写真その他の印刷費

(3) 役務費

① 切手、はがきその他の郵便料

② 資機材、物品、廃棄物その他の運搬料

③ 広告掲載料

④ 振込手数料

⑤ 損害保険その他の保険料

(4) 使用料・賃借料

① 会場、会議室、付帯設備その他の施設使用料

② 駐車場使用料

③ 土地、家屋その他の賃借料

④ 貸与物品類の賃借料

⑤ 資機材、トラックその他の借上料

(5) 委託料

① 体験活動事業に係る委託料

② 事業系一般廃棄物処理委託料

- (6) 備品購入費
単価 10 万円以上の物品の購入費
- (7) 研修費
 - ① 食品衛生責任者資格取得のための養成講習会受講料

第2条 要綱第4条第3項第4号の要領で定める費用とは次に掲げる費用とする。

- (1) 報償費
 - ① 現金以外の物品（金券を含む。）による謝礼
 - ② 研修、講演会、セミナー等の参加に対する謝礼
 - ③ 体験活動事業以外の助成区分における講師謝礼等
- (2) 需用費
 - ① 飲食費
 - ② 贈答品、金券類
 - ③ 販売事業者以外から購入した物品
- (3) 役務費
 - ① ガソリン代
 - ② 交通費（有料道路使用料を含む。体験活動事業のうち参加者に係るものを除く。）
 - ③ 光熱水費
 - ④ 電話料、インターネット通信料その他の電信料
 - ⑤ ホームページに係る費用
- (4) 使用料・賃借料
 - ① 自宅等、助成対象事業以外で活用している会場の賃借料
 - ② 申請事業以外で使用できる通信機器、電子機器又はアプリの使用料又は賃借料その他の使用料又は賃借料
 - ③ 敷金及び保証料等、後日返金が想定される経費
- (5) 委託料
体験活動事業以外の助成区分における委託料
- (6) 備品購入費
申請事業以外で使用できる通信機器や電子機器その他の購入費

(申請書)

第3条 要綱第7条の要領で定める申請書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・若者支援活動費助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支計画書
- (4) 助成対象団体であることが確認できる書類（代表者が確認できる書類、団体規約、構成員名簿）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定に係る通知書)

第4条 要綱第8条の要領で定める通知書は、区長が、助成金を交付することが適当と認めたときは子ども・若者支援活動費助成金交付決定通知書(第2号様式)、不適当と認めたときは子ども・若者支援活動費助成金不交付決定通知書(第3号様式)とする。

(請求書)

第5条 要綱第9条第1項及び第10条第3項の要領で定める請求書は、子ども・若者支援活動費助成金請求書(第4号様式)とする。

(交付決定事業の変更、中止又は廃止に係る申請書)

第6条 要綱第10条第1項の要領で定める申請書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・若者支援活動変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)
- (2) 事業変更計画書
- (3) 事業変更収支計画書
- (4) 団体名や所在地を変更した場合は変更内容が確認できる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定事業の変更、中止又は廃止の承認に係る通知書)

第7条 要綱第10条第2項の要領で定める通知書は、区長が、交付決定事業を変更、中止又は廃止することが適当と認めたときは子ども・若者支援活動費助成金変更・中止・廃止承認通知書(第6号様式)、不適当と認めたときは子ども・若者支援活動費助成金変更・中止・廃止不承認通知書(第7号様式)とする。

(実績報告書)

第8条 要綱第11条第1項及び同条第2項の要領で定める報告書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・若者支援活動実績報告書(第8号様式)
- (2) 事業報告書
- (3) 事業決算書及び助成対象経費の支出に係る領収書・受領書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定に係る通知書)

第9条 要綱第11条第4項の要領で定める通知書は、子ども・若者支援活動費助成金確定額通知書兼返還通知書(第9号様式)とする。

(交付決定の取消しに係る通知書)

第10条 要綱第12条第2項の要領で定める通知書は、子ども・若者支援活動費助成金交付決

定取消通知書兼返還通知書（第 10 号様式）とする。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 2 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 3 年 7 月 2 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 4 年 5 月 2 0 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 9 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。